

# あおきキャッシュバックカード会員規約

## <会員>

あおきキャッシュバックカード会員（以下、会員といいます）とは、本規約を承認のうえ株式会社あおき（以下、あおきといいます）が指定する「あおきキャッシュバックカード申込書」にて入会を申し込み、株式会社あおきが入会を承諾し、あおきキャッシュバック（以下、カードといいます）を発行した方をいいます。

## <会員規約>

会員規約は、あおきと会員との間の現在及び将来の一切の契約に適用されます。又、会員は必要に応じて個別の契約において、特約が適用されることをあらかじめ承諾します。

## <カードの貸与>

あおきは会員にカードを発行し、貸与します。カードの所有権はあおきに属するものとします。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを保管・管理するものとします。カードは会員のみ利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れしたりまたは担保の提供等に利用したりして、カードの占有を第三者に移転することはできません。カードは原則として再発行はしないものとします。但し、破損、紛失、盗難等であおきが必要と認めた場合に限り再発行するものとします。カードの紛失・盗難の届出があった場合には、カードの再発行をいたしますが、届出カードに付随する権利（ポイント）は無効となる場合があります。

## <会費>

入会金・年会費等は無料です。カード発行に伴う費用はあおきにて負担いたします。ただし、カード再発行の場合には、あおきは会員に対し、その実費を請求できるものとします。

## <カードの利用>

お買物の際、会員は精算前にカードの提示をしていただきます。提示のない場合にはポイントの付与はできません。原則として、お買物商品100円（消費税等を除く）につき1ポイントを付与します。1ポイントは、現金1円に相当し、お買物に利用できます。毎月、指定日に各店特設コーナーにて、100ポイント単位で現金に換金できます。100ポイント以下は、カードに残ります。

## <有効期限>

ポイントの有効期限は、カードご利用最終日から6ヶ月とします。有効期限が過ぎた場合、累積されたポイントはすべて無効となります。

## <脱会>

会員が脱会する場合は、所定の届出書に、カードを添えて、あおきに届けるものといたします。

## <届出事項の変更>

会員は、住所、氏名、電話番号等の申込書への記載事項に変更があった場合には所定の届出書を提出していただきます。届出がないために、あおきからの通知又は送付書類等が遅延し、又は到着しなかった場合といえども通常判断すべきときに到着したものとみなします。

## <サービスの変更または解消>

あおきは、会員の個別同意を得ることなく会員サービスを変更または終了する権利を有します。その際、あおきは少なくとも3ヶ月前に会員に対し変更または解消をあおきホームページ上に掲載するとともに、各店舗に掲示する方法により周知します。

## <個人情報の管理>

あおきは、個人情報保護に関する法令を尊重いたします。その取扱については細心の注意を払い、厳重に管理いたします。当社は、お客様の個人情報を次の場合を除き第三者に提供することは一切ございません。  
・会員が開示に同意した場合  
・公的機関から法令に基づく照会を受けた場合  
・人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難な場合。  
・当社と機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、お客さまに明示した利用目的を実施すべく個人情報を開示する必要がある場合

## <個人情報の開示・訂正・利用停止>

個人情報の開示、訂正、利用停止を求められたときには、当社各店のサービスカウンターにお問い合わせいただければ個人情報保護の規定に則して判断し、対応させていただきます。会員カードを提示していただき、確認させていただきます。

## <合意管轄裁判所>

会員は本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、あおきの店舗を管轄する、地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

